# 生成 AI 時代の日米特許実務

## 「米国基準の着想立証・開示義務管理を開発初期から組み込むべき」という命題の検証（2026 年 11 月時点）

2026 年 11 月 24 日

Claude Fable 5.2

---

【凡例】本文中の上付き番号は文末の参考文献番号に対応する。見出し・項目に付した「（確認済み）」は資料で裏付けを確認した事実、「（評価）」「分析」は本調査による分析・推論を示す。「（未確認）」は一次資料または出典 URL を確認できなかった情報である。

---

## 1. 結論

結論として、この命題は方向性としては正しいものの、「不可欠」という表現と論拠の一部は修正が必要です。現行（2025 年 11 月改訂）の USPTO ガイダンスは、AI 支援発明に固有の厳しい基準を撤回し、従来どおりの「自然人による着想（conception）」基準に一本化しました[1]。そのため、リスクの主因は「AI を使ったこと」から「発明者特定の誤り」と「その誤りを支える社内記録の欠如・不整合」に移っています。一方で、2025〜2026 年の米国判例（Fortress Iron 事件の CAFC 判決、Inline Plastics 事件の地裁判決）は、発明者の誤記載が「無効」と「権利行使不能」の両面で致命傷になり得ることを改めて示しました[2,3,4]。米国で行使する予定の重要案件に限れば、クレームごとに人間の着想を立証できる記録を開発初期から残すことは、事実上必須の水準にあると評価します。

## 2. 要点

- **現行ルール（確認済み）**：USPTO は 2025 年 11 月 28 日、2024 年 2 月の「Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions」（89 FR 10043）[5] を全面撤回しました。後継の「Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions」（90 FR 54636）は、AI を「道具」と位置づけ、単独の自然人が AI を使った場合には Pannu 要素を適用せず、伝統的な着想基準だけで判断するとしています[1,6]。AI 利用そのものを一律に開示する義務はありません[7]。
- **リスクの実体（確認済み＋評価）**：AI の関与を理由に米国特許が無効・権利行使不能とされた公表裁判例は確認できませんでした。ただし、発明者の誤りは次の二つの経路で致命的になり得ます。①訂正できなければ無効（Fortress Iron v. Digger Specialties, Fed. Cir. 2026 年 4 月 2 日）[3,8]、②意図的であれば不公正行為として権利行使不能（Inline Plastics v. Lacerta, D. Mass. 2025 年 11 月 13 日、5 件のファミリー特許）[4,9]。日本法には米国型の開示義務・

不公正行為法理・宣誓書がなく、発明者名の誤記自体は原則として拒絶・無効理由になりません。この制度差が「日本基準の感覚」とのギャップを生んでいます。

- **推奨（評価）**：一律に重い記録義務を課すのではなく、米国で権利行使が想定される案件と、AIの寄与が大きい分野（創薬・材料・ソフトウェア）に絞った段階的な管理が合理的です。具体的には、発明届出書への AI 利用申告欄、クレームごとの貢献マッピング、要所のプロンプト・出力の保存、優先権出願時点での発明者確定の 4 点を中核とします。

## 3. 主な調査結果

### 3.1 米国：発明者性と着想 ― ガイダンスの変遷（確認済み）

**表 1　USPTO 発明者性ガイダンスの新旧比較**

| 項目 | 2024 年 2 月ガイダンス（撤回済み）[5] | 2025 年 11 月改訂ガイダンス（現行）[1] |
|---|---|---|
| **文書** | 89 FR 10043（2024 年 2 月 13 日、FR Doc. 2024-02623） | 90 FR 54636-54637（2025 年 11 月 28 日公示、11 月 26 日提出、FR Doc. 2025-21457、Docket No. PTO-P-2025-0014、署名：John A. Squires 長官） |
| **単独の自然人＋AI** | Pannu 要素を準用し、各クレームへの「重要な貢献」を要求 | Pannu は適用しない（AI は「人」ではなく共同発明の問題が生じないため）。伝統的な着想基準で判断[6] |
| **複数の自然人＋AI** | Pannu 要素 | Pannu 要素（従来どおり）。AI を使ったことは人間同士の共同発明分析を変えない |
| **AI の位置づけ** | 貢献の大きさを比較衡量する対象 | 実験装置・ソフトウェア・データベースと同様の「道具」。Shatterproof Glass 事件、Hess 事件を引用し、発明者は他者の「サービス、アイデア、助力」を利用できるとする |
| **審査の推定** | ― | ADS または宣誓書に記載された発明者を真の発明者と推定。AI など自然人でない者を発明者とする出願は、全クレームについて§101・§115 で拒絶 |
| **優先権** | AI を単独発明者とする外国出願への優先権は認めない | 同旨。AI と自然人が共同発明者となっている外国出願・PCT 出願の場合、米国の ADS には自然人のみを記載し、共通する発明者が少なくとも 1 名必要 |
| **開示義務** | 発明者性に関する情報も§1.56 上重要となり得る（例：名目上の発明者の貢献が実際には AI によるものだったことを示す証拠）。ただし「提出が必要になることはまれ」 | 開示義務の節はない（2024 年版とともに撤回）。§1.56 そのものは変わらない |
| **政策根拠** | 大統領令 14110 | 大統領令 14179（2025 年 1 月 23 日）の実施 |

- 着想の定義：「発明者の心の中に、完全で実施可能な発明についての確定的かつ恒久的な観念が形成されること」（Burroughs Wellcome Co. v. Barr Labs., 40 F.3d 1223, 1228 (Fed. Cir. 1994)）。単なる目標や研究計画ではなく、特定の解決策であることが必要です。改訂ガイダンスはさらに、自然人が「クレームされた発明のすべての限定事項」を認識し、通常の技量だけで実施化できる程度に明確であったかを問い、着想の分析は発明を具体的に記述できる能力にかかっており、その記述がなければ後日の客観的立証ができないと述べています[1]。
- 自然人のみが発明者になれます：Thaler v. Vidal, 43 F.4th 1207, 1212 (Fed. Cir. 2022)[1,10]。最高裁は裁量上告を受理しませんでした（2023 年）。
- 改訂ガイダンスは意匠特許・植物特許にも適用されます（Hoop v. Hoop、In re Beineke を引用）[1]。
- USPTO の MPEP「Subsequent Publications」（2026 年 7 月更新版）には、改訂発明者ガイダンス（90 FR 54636）と「Guidance on Use of AI-Based Tools in Practice Before the USPTO」（89 FR 25609）がいずれも掲載されています[11]。2026 年中にさらなる改訂・撤回が行われたことは確認できませんでした。

**分析**：改訂によって単独の自然人の場合の判断枠組みは簡素化されました。ただし、要求水準が下がったと読むのは危険です。「クレームのすべての限定事項についての着想」を自然人に求める伝統的基準は、AIが具体的な化合物や配列を提示し、人間はそれを選んだだけという場面では、むしろ厳しく作用し得ます。ガイダンスは行政機関の審査指針にすぎず、裁判所を拘束しません[12]。訴訟では、無効を主張する側が「AI が着想し、人間は認識しただけだ」と争う余地が残ります。

### 3.2 発明者の誤りの帰結 — 2025〜2026 年の重要判例（確認済み）

- **Fortress Iron, LP v. Digger Specialties, Inc., No. 24-2313 (Fed. Cir. Apr. 2, 2026)（Lourie、Hughes、Kleeh 各判事、先例的判決）**[3,8,13]：発明者の記載漏れがあった事案で、漏れていた共同発明者の所在が分からず§256(b)の「通知と聴聞」の要件を満たせなかったため訂正が認められず、特許は無効とされました。判旨は「発明者の記載が誤っており、法に従って訂正できない特許は無効である」というものです。AIA 後の§256 には欺瞞的意図の要件がありませんが、訂正は自動的には認められません。
- **Inline Plastics Corp. v. Lacerta Group, No. 18-cv-11631 (D. Mass. Nov. 13, 2025)（地裁の事実認定・法的結論）**[2,4,9]：外部デザイン会社の 2 名を共同発明者として記載しなかったことについて、裁判所は「発明者性は特許取得の決定的要件であるから重要（material）である」と判断しました。発明日の繰り下げを示唆する記録、外部協力者との接触を打ち切った経緯、証言の矛盾などを総合して欺瞞的意図を認定し、5 件の関連ファミリー特許を権利行使不能としました。地裁判決であり、控訴審の帰趨は未確認です（Law360 の事件別ページでは、2026 年に Inline 側が同判断の見直しを求めた旨の記事見出しが確認できます

[14]）。なお、同事件の 2024 年 3 月 27 日の CAFC 判決は自明性に関するもので、発明者性は判断していません[15]。

- **Therasense, Inc. v. Becton, Dickinson & Co., 649 F.3d 1276 (Fed. Cir. 2011) (en banc)**：不公正行為の成立には、but-for 重要性と特定の欺瞞意図の双方を明白かつ確信を抱かせる証拠で立証する必要があります。意図は状況証拠から推認できますが、それが「最も合理的な唯一の推認」である場合に限られます[16,17]。成立すれば特許全体が権利行使不能となり、関連特許にも波及し得ます[9]。
- **AI の関与を理由とする無効・権利行使不能の公表裁判例**：本調査の範囲では確認できませんでした（未確認＝不存在の証明ではありません）。

### 3.3 情報開示義務（37 C.F.R. § 1.56）と AI（確認済み＋評価）

- **義務を負う者（§1.56(c)）**：①各発明者、②出願を準備・手続する代理人、③発明者・出願人・譲受人などと関係があり、出願の準備・手続に実質的に関与するその他すべての者[18,19]。**評価**：日本本社の知財部員、米国出願の明細書や応答方針を実質的に決める日本の弁理士、発明者である日本人研究者はいずれも③または①に該当し得ます。「米国代理人に任せているから日本側には義務がない」という理解は誤りです。
- **AI ツール利用ガイダンス**（89 FR 25609、2024 年 4 月 11 日）[7]：AI の利用自体を通知する当然の義務はなく、開示義務は AI の利用が§1.56(b)の重要性の水準に達したときに生じます[20]。開示義務は AI などの他者に移転できません。署名者は§11.18(b)により合理的調査義務を負い、AIの出力を確認せずに提出することは許されません。このほか、ツールの利用規約・秘密保持・サイバーセキュリティの確認、輸出管理への注意、USPTO.gov アカウントは自然人に限られること（AIをサポートスタッフとして登録できないこと）が示されています[21,22]。2026 年 9 月末時点で撤回の公示は確認されていません（二次情報）[23]。
- **整理**：AI 利用の一律開示義務はありません。ただし、①名目上の発明者の貢献が実際には AI によるものであることを示す情報[5]、②AI が生成した実施例を実験例のように記載した事実、③AI が作成した宣誓供述書（Rule 132）や意見書の不正確な陳述は、発明者性・特許性に関わる重要情報または虚偽陳述となり得ます。
- **IDS サイズ手数料**（2025 年 1 月 19 日施行、37 C.F.R. §1.17(v)）：累計の引用件数が 50 件、100 件、200 件を超えると、それぞれ 200 ドル、500 ドル、800 ドル（既払い分を控除、事業規模による減額なし）がかかります[19,24]。USPTO の FY2025 手数料規則（89 FR 91898、2024 年 11 月 20 日）によれば、約 87%の出願は引例 50 件以下で、51〜100 件は約 5%、101〜200 件は約 4%、200 件超は約 4%にとどまります。**評価**：AI 検索で大量に出てきた引例を精査せずに一括提出するやり方は、費用面でも「埋没（burying）」の観点でも不利になっています。

### 3.4 生成 AI 出力の先行技術性と PHOSITA（確認済み＋未確定）

- USPTO は 2024 年 4 月 30 日、AI 生成の開示を先行技術としてどう扱うか、AI を使う当業者（PHOSITA）の水準、実施可能性などについて意見募集を行いました（89 FR 34217、締切 2024 年 7 月 29 日）[25,26]。二次情報（ip.com、2026 年）によれば、その後ガイダンスは出ておらず、2026 年 4 月に USPTO 関係者が「追加ガイダンスの可能性」に言及したにとどまります[27]（未確認）。
- **評価**：AI 生成の公開物が先行技術となり、AI を使うことを前提に当業者の水準が引き上げられれば、§103 の非自明性の判断は厳しくなります。逆に、AI の出力に頼った明細書では §112 の記述要件・実施可能要件が不足するリスクがあります（特に抗体・化合物の属クレーム）。

### 3.5 日本：発明者認定と制度動向（確認済み）

- **発明者の基準**：裁判例は「技術的思想の創作行為に現実に関与した者」、すなわち「発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者」を発明者とします（知財高判平成 19 年 7 月 30 日〔平成 18 年(行ケ)第 10048 号〕ほか）[28,29]。単に実験を遂行しただけの者や公知技術部分にのみ関与した者は発明者でないとされています（知財高判令和 6 年 3 月 25 日〔令和 5 年(ネ)第 10090 号〕など）[30,31]。
- **DABUS 事件**：東京地判令和 6 年 5 月 16 日（令和 5 年(行ウ)第 5001 号）[32]、知財高判令和 7 年 1 月 30 日（令和 6 年(行コ)第 10006 号）[33]はいずれも、発明者は自然人に限られ、AI 発明には現行法上特許を付与できないと判断しました。最高裁第二小法廷（岡村和美裁判長）は令和 8 年（2026 年）3 月 4 日付で上告不受理とし、判決が確定しました[34]（ビジネス+IT 2026 年 3 月 6 日報道。決定文は公表されておらず、出典は報道および特許事務所の解説）。
- **特許庁**：2024 年 3 月 13 日、「AI 関連技術に関する特許審査事例」に進歩性・記載要件・発明該当性に関する 10 事例を追加しました（LLM 用プロンプト生成方法、蛍光発光性化合物など）[35,36]。
- **産業構造審議会 特許制度小委員会**：第 51 回（2025 年 1 月 17 日）から第 54 回（2025 年 6 月 4 日）にかけて、「自然人が AI を利活用した発明は保護対象とし、AI 自体は発明者と認めない」方向で検討が進みました[29,37,38,39,40,41]。第 56 回（2026 年 6 月 16 日）でも「AI 技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応」が議題となりました[42,43]。第 59 回（2026 年 10 月 14 日）の議題には含まれていません[44]。知的財産推進計画 2026（2026 年 6 月 12 日）も「引き続き検討」としています[45]。**2026 年 11 月時点で、AI 発明者に関する特許法改正は確認できません。**
- **発明者記載の誤りの帰結**：日本では、真の権利者全員が出願している限り、発明者名の誤記・追加自体は拒絶理由・無効理由になりません。問題となるのは冒認・共同出願違反（49 条 7 号、123 条 1 項 2 号・6 号）であり、真の権利者は移転請求（74 条）ができます。米国型の包括的な情報開示義務・不公正行為法理・発明者宣誓はなく、類似の制度は先行技術文献情報開示要件（36 条 4 項 2 号）にとどまります。

# 4. 詳細

## 4.1 日米比較表

**表 2　発明者性・開示義務に関する日米比較**

| 論点 | 日本 | 米国 | 実務上のギャップ（評価） |
|---|---|---|---|
| **発明者の基準** | 特徴的部分の完成への創作的寄与 | クレームごとの着想（共同発明者は Pannu） | 日本は「発明全体の特徴的部分」単位、米国は「クレーム単位」。従属クレームや AI が生成した実施態様の扱いがずれやすい |
| **AI の発明者適格** | 否定（DABUS 確定）[34] | 否定（Thaler）[1] | 差はない |
| **記録・立証** | 争いになれば研究ノート等で認定 | 着想の立証に補強証拠（corroboration）を要する判例法理。訴訟では明白かつ確信を抱かせる証拠が必要 | 日本の慣行では、日付・内容が特定された記録が不足しがち |
| **開示義務** | 先行技術文献情報開示要件のみ | §1.56（実質的に関与する者すべて）、§1.63 の宣誓（虚偽は 18 U.S.C. §1001 の対象） | 日本側の関与者にも米国の義務が及ぶ |
| **誤りの帰結** | 誤記自体は原則として無害。冒認・共同出願違反は拒絶・無効・移転請求 | 訂正できなければ無効（Fortress Iron）、意図的であれば権利行使不能（Inline Plastics、Therasense）[3,4] | 「上司の名前を入れる」慣行は米国では高リスク |
| **訂正** | 補正・訂正の運用 | 出願中は 37 C.F.R. §1.48、特許後は 35 U.S.C. §256（通知と聴聞が前提） | 退職者・外部協力者の所在管理が必要 |
| **ディスカバリー** | 限定的 | 広範（メール、ノート、プロンプトログも対象になり得る） | 記録の作り方そのものが訴訟リスクになる |
| **秘匿特権** | — | 日本の弁理士との通信は、国際礼譲により保護を認めた例がある（VLT Corp. v. Unitrode, 194 F.R.D. 8 (D. Mass. 2000)、Eisai v. Dr. Reddy's, 406 F. Supp. 2d 341 (S.D.N.Y. 2005)、根拠は民訴法 197 条）[46,47]。弁理士資格のない社内知財部員の扱いは不確実 | 法的評価は弁護士・弁理士経由で行い、技術的事実の記録とは分けて残す |
| **グレースピリオド** | 30 条（1 年、手続要件あり） | §102(b)(1)（1 年、自己開示） | 生成 AI への入力が「公開」に当たるかは、ツールの設定・規約次第 |

## 4.2 他法域（簡潔に）

- **EPO**：J 8/20（2021 年 12 月 21 日）は「機械は EPC 上の発明者ではない」と判断しました。技術審判部の T 0528/25（ECLI:EP:BA:2026:T052825.20260205、審判請求棄却）は、理由 1.5–1.6 で「EPC 上の発明者表示は AI を用いて開発された発明についても可能」としつつ、理由 2.1–3.3 で「DABUS が着想した」とする補足陳述は EPC 第 81 条・規則 19 の下で「不明確かつ矛盾する」と判断しました[20]（IPSILON 2026 年 11 月 22 日、Just Patent Law Blog 2026 年 5 月 29 日。決定日を 2026 年 3 月 27 日とする評釈もあり、日付は未確定）。
- **英国**：Thaler v Comptroller-General [2023] UKSC 49（AI は発明者になれない）[48]。**ドイツ**：BGH X ZB 5/22（2024 年 6 月 11 日）。**スイス**：連邦行政裁判所 B-2532/2024（2025 年 6 月 26 日）[48]。
- **中国**：国家知識産権局令第 84 号（2025 年 11 月 13 日公布、2026 年 1 月 1 日施行）による専利審査指南の改正で、第一部分第一章 4.1.2 に「発明者は個人（すなわち自然人）でなければならず、願書に単位・組織または人工知能の名称を記載してはならない」（例：「人工知能××」）と明記されました（Unitalen 英訳、Mondaq・IAM も同旨。出典 URL は未確認）。
- **韓国**：DABUS 事件はソウル高裁（2024 年 5 月 16 日）まで否定判断が続き、2024 年 6 月 18 日に大法院へ上告されました（Kim & Chang。出典 URL は未確認）。その後のレビュー記事も「大法院に係属中」としており、本調査では大法院の判断は確認できませんでした。

## 4.3 開発フェーズ別チェックリスト

**表 3　開発フェーズ別の実施事項**

| フェーズ | 実施事項 |
|---|---|
| **研究テーマ設定** | 米国での権利行使が見込まれる案件か、AI 寄与が大きい分野かを判定し、管理レベル（A：重点／B：標準）を決める。承認済み AI ツールの一覧（入力データを学習に使わない契約か、ログ保存の可否）を確認する |
| **AI 利用** | 人間が設定した課題・仮説、プロンプトの設計意図、出力からの選択基準、修正内容、実験検証の結果を、電子実験ノートに日付と担当者付きで記録する。レベル A ではモデル名とバージョン、重要なプロンプト・出力を保存する。未公開発明や営業秘密を外部ツールに入力しない。輸出管理の対象技術をチェックする |
| **発明届出** | AI 利用申告欄（4.4 参照）を必須にする。第三者（同僚・上長）による記録の確認署名（補強証拠）を得る。「アイデア出し」「管理者」は寄与内容で区別し、名前を自動的に記載しない |
| **日本出願（基礎出願）** | 米国基準を前提に発明者を確定する。クレームごとの貢献マッピング表を作る。AI が生成しただけで人間の着想が裏づけられない態様は、クレームから外すか、人間による選択・設計の基準を限定として加える。予測例（prophetic example）と実施例を書き分ける |

| フェーズ | 実施事項 |
|---|---|
| **米国出願・PCT 移行** | 米国代理人向け質問票で AI 関与と貢献マッピングを共有する。ADS の発明者と優先権基礎出願の発明者が共通しているか確認する。対応外国出願の引例や拒絶理由、日本語文献、自社の学会発表・先行販売を洗い出し、IDS で提出する（件数によってはサイズ手数料が発生） |
| **審査** | 補正・継続出願・分割出願のたびにクレームごとの発明者を再確認し、必要なら§1.48 で訂正する。Rule 132 宣誓書や意見書に AI が作成した文章を使う場合は、署名者が逐一事実確認する |
| **権利行使** | 訴訟ホールドを発動する（プロンプトログ・チャット履歴も対象）。発明者の連絡先と協力義務を確保する（Fortress Iron 対策）。秘匿特権の対象となる通信を整理する |

## 4.4 発明届出書に追加すべき AI 利用申告項目（例）

1. 使用した AI ツールの名称、提供者、モデルとバージョン、利用期間、社内承認ツールかどうか
2. 利用した段階（課題設定、候補生成、スクリーニング、シミュレーション、データ解析、明細書草案作成）
3. 人間が行った寄与（課題・仮説の設定、学習データやモデルの選択・設計、プロンプト設計の意図、出力の評価・選択基準、修正内容、実験による検証）
4. クレーム要素ごとの出所（人間の着想／AI 出力を人間が選択・改変／AI 出力そのまま）と、各要素を着想した者
5. 根拠となる記録の保存場所（電子実験ノートの番号、ログ ID）と確認者
6. AI への入力に未公開情報が含まれたか、ツールの学習利用設定の有無
7. 社外者（委託先、共同研究先、AI ベンダーの技術者）の関与の有無

## 4.5 分野別の留意点（評価）

- **創薬・材料**：AIが候補化合物や抗体配列を生成した場合、人間の着想は、構造上の設計方針、選択基準、合成・評価による確認として記録する必要があります。属クレームについては、§112 の記述要件を満たすだけの実験データを確保することが重要です[49,50]。
- **ソフトウェア・AI 関連発明**：発明者性よりも§101 の適格性（Recentive Analytics v. Fox, Fed. Cir. 2025）[51,52]が主な争点になりやすい分野です。生成 AI で作成したコードやアーキテクチャを採用した場合は、人間による技術的改良点を特定しておく必要があります。

## 5. 推奨事項

1. **社内規程の改訂（3 か月以内）**：職務発明規程・発明届出様式・生成 AI 利用ガイドラインを、2025 年改訂ガイダンスに合わせて見直します。2024 年ガイダンス（Pannu 準用）を前提にした社内資料は廃止してください。
2. **管理の階層化**：全件に重い記録義務を課すのではなく、米国で行使する予定の重要案件と高 AI 寄与分野をレベル A とします。記録は「人間の判断」を中心に残し、すべてのプロンプトを網羅的に保存することは求めません。
3. **発明者確定の前倒し**：日本の基礎出願の時点で米国基準による発明者レビューを行います。「上司・部門長の記名」慣行を廃止し、共同研究先・委託先の関与者も検討対象に含めます。
4. **開示体制**：日本側の関与者も§1.56 の義務者になり得ることを研修で周知します。対応外国出願の引例を自動連携する仕組みを作り、AI 検索の結果は人間が精査してから提出します。
5. **記録と秘匿特権のバランス**：技術的事実は電子実験ノートに淡々と記録し、「AI が発明した」といった評価的な表現は避けます。発明者性の法的評価は弁護士・弁理士経由の通信で行います。

## 6. 留意事項

- **「不可欠」の評価**：AIの関与のみを理由とする無効・権利行使不能の判例はまだありません。USPTO は記載された発明者を推定し、AI 利用の開示を一律に求めていません。したがって、すべての案件に重装備の管理が必要とまではいえません。他方、発明者の誤りの帰結は 2025〜2026 年の判例で厳格化の傾向が明らかであり、米国での権利行使を想定する案件では「不可欠」に近い水準と評価します。
- ガイダンスは法的拘束力を持たず[12]、政権交代による再改訂もあり得ます。単独の発明者がAIの出力をそのまま「認識」しただけの場合に着想が認められるかについて、裁判所の判断は出ていません。
- Inline Plastics 事件は地裁判決であり、控訴審で覆る可能性があります。DABUS 事件の最高裁決定（2026 年 3 月 4 日付、報道・特許事務所解説ベース）、中国（審査指南の英訳ベース）、韓国（大法院係属中）、EPO T 0528/25（決定日に異説あり）に関する記述は、報道・二次情報に依拠する部分を含みます。
- 過剰な記録は、ディスカバリーで不利に使われたり運用コストが膨らんだりするおそれがあります。費用対効果を案件ごとに判断してください。

## 参考文献

注：各文献の表題・発行主体・日付は、2026 年 11 月 24 日に各 URL へアクセスして確認した。アクセスできず確認できなかったものには【未確認】の旨を付記した。判例・法令のうち本文中に判例集等の引用（事件番号・巻頁）を直接記載したものは、ここに重ねて掲げていない。


[1] United States Patent and Trademark Office, "Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions," 90 Fed. Reg. 54636–54637 (Nov. 28, 2025), Docket No. PTO-P-2025-0014, FR Doc. 2025-21457. https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-11-28/html/2025-21457.htm （federalregister.gov 版：https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions 【同 URL は本書作成時に再取得できず未確認。内容は govinfo 版で確認】）

[2] Alexandros Nikolaidis, "The Inventorship Squeeze: Invalidity, Unenforceability, and Why Prosecution Just Got More Expensive," IPWatchdog (July 27, 2026). https://ipwatchdog.com/2026/07/27/inventorship-squeeze-invalidity-unenforceability-why-prosecution-just-got-more-expensive/

[3] Kirk T. Bradley & Eric Pettis, "Patent Case Summaries | Week Ending April 3, 2026," Alston & Bird LLP (Apr. 8, 2026). https://www.alston.com/en/insights/publications/2026/04/patent-case-summaries-april-3-2026

[4] Inline Plastics Corp. v. Lacerta Group, Inc., Civil No. 18-cv-11631-MRG (D. Mass. Nov. 13, 2025)（FindLaw 掲載の判決文）. https://caselaw.findlaw.com/court/us-dis-crt-d-mas/117936316.html

[5] United States Patent and Trademark Office, "Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions," 89 Fed. Reg. 10043 (Feb. 13, 2024), FR Doc. 2024-02623（2025 年 11 月 28 日付で撤回）. https://www.federalregister.gov/documents/2024/02/13/2024-02623/inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions

[6] Eileen McDermott, "USPTO Issues New AI Inventorship Guidance, Snubs Vidal's Approach," IPWatchdog (Nov. 26, 2025). https://ipwatchdog.com/2025/11/26/uspto-issues-new-ai-inventorship-guidance-snubs-vidals-approach/

[7] United States Patent and Trademark Office, "Guidance on Use of Artificial Intelligence-Based Tools in Practice Before the United States Patent and Trademark Office," 89 Fed. Reg. 25609 (Apr. 11, 2024), FR Doc. 2024-07629. https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/11/2024-07629/guidance-on-use-of-artificial-intelligence-based-tools-in-practice-before-the-united-states-patent

[8] LexSummary, "Fortress Iron v. Digger Specialties — Federal Circuit Holds Patents Invalid When Missing Coinventor Cannot Be Located" (Apr. 2, 2026). https://lexsummary.com/fortress-iron-v-digger-specialties-inventorship-missing-coinventor/

[9] Kimberly Vines, "Inventorship Errors Can Render Patents Unenforceable – Lessons From Inline Plastics," Stites & Harbison PLLC（Mondaq 掲載）(Jan. 21, 2026). https://www.mondaq.com/unitedstates/patent/1733596/inventorship-errors-can-render-patents-unenforceable-lessons-from-inline-plastics

[10] Accelerate IP, "Can AI Be an Inventor? What Patent Law Says Right Now" (Mar. 18, 2026). https://accelerateip.com/can-ai-be-an-inventor-what-patent-law-says-right-now/

[11] United States Patent and Trademark Office, Manual of Patent Examining Procedure, "Subsequent Publications (After January 31, 2024)" (July 2026 Update, current as of July 20, 2026). https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/subsequent-publications.pdf

[12] Ryan N. Phelan, "USPTO Issues Revised Guidance for AI-Assisted Inventions," PatentNext（Marshall, Gerstein & Borun LLP）(Mar. 10, 2026). https://www.patentnext.com/2026/03/the-usptos-revised-guidance-regarding-ai-assisted-inventions/

[13] Alireza Behrooz & Tom Murray, "Fortress Iron v. Digger Specialties Underscores Limits of Section 256 Relief for Correction of Inventorship," Saul Ewing LLP（JD Supra 掲載）(May 29, 2026). https://www.jdsupra.com/legalnews/fortress-iron-v-digger-specialties-8939064/

[14] Law360, "Inline Plastics Corp. v. Lacerta Group, Inc."（事件別の記事一覧ページ。記事本文は有料）. https://www.law360.com/cases/5b64ad2aa811111d08e07551/articles

[15] Inline Plastics Corp. v. Lacerta Group, LLC, Nos. 2022-1954, 2022-2295 (Fed. Cir. Mar. 27, 2024)（判決原文）. https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1954.OPINION.3-27-2024_2292120.pdf

[16] Patent Court, "Inequitable Conduct: Therasense Materiality, Intent" (last reviewed 2026). https://patentcourt.org/doctrine/inequitable-conduct/

[17] Mandy H. Kim, "Post-Therasense: Federal Circuit Divided on Inequitable Conduct," McDermott Will & Schulte LLP（The National Law Review 掲載）(Oct. 29, 2014). https://natlawreview.com/article/post-therasense-federal-circuit-divided-inequitable-conduct

[18] Ryan N. Phelan, "The Pitfalls of Failure to Disclose Material Information to the USPTO and Information Disclosure Statement (IDS) Best Practices," PatentNext（Marshall, Gerstein & Borun LLP）(Feb. 25, 2026). https://www.patentnext.com/2026/02/the-pitfalls-of-failure-to-disclose-material-information-to-the-uspto-and-information-disclosure-statement-ids-best-practices/

[19] Dharmik Patel, "Information Disclosure Statement (IDS): Rules and Fees," PatentAssist.ai (updated Nov. 2, 2026). https://patentassist.ai/information-disclosure-statement/

[20] IPSILON, "AI-Assisted Inventions and Disclosure Duties: Current U.S. and European Position for In-House Counsel" (Nov. 22, 2026). https://www.ipsilon-ip.com/en/news-insights/detail/ai-assisted-inventions-and-disclosure-duties-current-u-s-and-european-position-for-in-house-counsel

[21] James G. Gatto, "USPTO Issues Additional Guidance on Use of AI Tools in Connection with USPTO Matters," Sheppard, Mullin, Richter & Hampton LLP（The National Law Review 掲載）(Apr. 10, 2024). https://natlawreview.com/article/uspto-issues-additional-guidance-use-ai-tools-connection-uspto-matters

[22] Nalini Mummalaneni (USPTO Office of Patent Legal Administration), "Artificial Intelligence (AI) guidance updates"（USPTO 説明資料）(Sept. 10, 2024). https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/business-methods-ai-guidance-sept-2024.pdf

[23] Sanitized AI, "USPTO AI Guidance: What Canadian Firms Must Know" (sources verified Sept. 30, 2026). https://sanitized.ai/guides/uspto-ai-guidance-canadian-firms/

[24] Shiven Kinha, "IDS Size Fee 2026: Tiers, Counting Rules and Examples," Synoptic IP (Oct. 14, 2026). https://synopticip.com/ids-size-fee-worked-examples/

[25] Nicholas Rosa, "USPTO Publishes Request For Comments Regarding The Impact Of The Proliferation Of Artificial Intelligence On Prior Art," Oblon（Legal 500 掲載）(May 29, 2024). https://www.legal500.com/intelligence/united-states/intellectual-property/uspto-publishes-request-for-comments-regarding-the-impact-of-the-proliferation-of-artificial-intelligence-on-prior-art （調査時の参照 URL〔Mondaq：https://www.mondaq.com/unitedstates/patent/1470164/〕からの転送先）

[26] Hannah Means, "USPTO Requests Public Comments on Patentability in View of AI Advancements," IP Intelligence（Baker & Hostetler LLP）(May 14, 2024). https://www.ipintelligencereport.com/blogs/uspto-requests-public-comments-on-patentability-in-view-of-ai-advancements/

[27] IP.com, "AI Inventions Don't Count. Its Prior Art Might. That's a Problem." (Oct. 21, 2026). https://ip.com/blog/ai-inventions-dont-count-its-prior-art-might-thats-a-problem/

[28] 柳下彰彦（文責）「原告は，発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したとはいえないから，…（以下略）」知財弁護士.COM（内田・鮫島法律事務所）（2017 年 6 月 13 日）〔平成 27 年 10 月 30 日判決・平成 25 年(ワ)第 32394 号の解説〕 https://www.ip-bengoshi.com/archives/2380

[29] 産業構造審議会知的財産分科会 第 51 回特許制度小委員会 資料 2「AI 技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応」（令和 7 年 1 月 17 日） https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/51-shiryou/02.pdf

[30] Fubuki「2024.03.25 「X v. 全星薬品工業」 知財高裁令和 5 年(ネ)10090 — 塩酸アンブロキソール徐放性 OD 錠職務発明対価請求控訴事件 「発明の特徴的部分」への寄与の有無に基づき元製剤技術部長の発明者適格を否定 —」医薬系 "特許的" 判例ブログ（2024 年 6 月 5 日） https://www.tokkyoteki.com/2024/06/2024-03-25-r5-ne-10090.html

[31] 窪田法律事務所（矢野恵美子）「知財高裁は職務発明対価請求訴訟で元製剤技術部長を共同発明者と認めず」note（2024 年 5 月 8 日） https://note.com/kubota_law/n/nfd2eb32f3978

[32] 東京地方裁判所 令和 6 年 5 月 16 日判決・令和 5 年(行ウ)第 5001 号 出願却下処分取消請求事件（裁判所ウェブサイト掲載の判決全文） https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/981/092981_hanrei.pdf

[33] 知的財産高等裁判所 令和 7 年 1 月 30 日判決・令和 6 年(行コ)第 10006 号 出願却下処分取消請求控訴事件（裁判所ウェブサイト掲載の判決全文） https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/757/093757_hanrei.pdf

[34] 弁理士法人太陽国際特許事務所「日本における審理状況」（DABUS 事件の解説ページ、2023 年 3 月 31 日公開、2026 年 9 月 29 日最終更新） https://www.taiyo-nk.co.jp/dabus/dabus06.html （同ページ上の東京地裁事件番号の表記は判決原文〔第 5001 号〕と異なる可能性があるため、本文の事件番号は判決原文による）

[35] 特許庁「AI 関連技術に関する特許審査の事例について」（2026 年 5 月 25 日更新） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

[36] 弁理士法人ブランシェ国際知的財産事務所「「AI 関連技術に関する特許審査事例」に新たな事例が追加されました（2024）」（2024 年 3 月 25 日） https://www.branche-ip.jp/2024/03/25/patent-prosecution-cases-related-to-ai-related-technologies/

[37] 特許庁「産業構造審議会知的財産分科会 第 51 回特許制度小委員会 議事録」 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/index/newtokkyo_051.pdf

[38] 産業構造審議会知的財産分科会 第 52 回特許制度小委員会 資料 1「特許制度に関する検討課題について」（令和 7 年 3 月 5 日） https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/52-shiryou/01.pdf

[39] 産業構造審議会知的財産分科会 第 54 回特許制度小委員会 資料 1「特許制度に関する検討課題について」（令和 7 年 6 月 4 日） https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/54-shiryou/01.pdf

[40] 佐々木郁「AI 関連発明に関する特許制度上の論点整理」渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター No. IPR_001（2025 年 12 月 25 日） https://www.aplawjapan.com/application/files/7017/6671/6946/Newsletter_IPR_001.pdf

[41] 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所「AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究報告書」（令和 6 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業、令和 7 年 3 月） https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2024_05.pdf

[42] 特許庁「産業構造審議会知的財産分科会 第 56 回特許制度小委員会 議事次第・配布資料一覧」（令和 8 年 6 月 16 日開催） https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/56-shiryou.html

[43] 日刊薬業「「AI 自律発明も特許法で保護を」 製薬企業が意見、特許庁が小委に報告」（2026 年 6 月 16 日、会員限定記事） https://nk.jiho.jp/article/303030

[44] 特許庁 産業構造審議会知的財産分科会 第 59 回特許制度小委員会 配布資料ページ【本書作成時に再取得できず、表題・内容は未確認】 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/59-shiryou.html

[45] 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026 ～成長戦略を支える知財戦略の推進～」（2026 年 6 月 12 日） https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf

[46] Brian D. Coggio & Grier Conville, "Attorney-Client Privilege for Foreign Patent Agents and European Patent Attorneys," Fish & Richardson P.C. (Sept. 3, 2025). https://www.fr.com/insights/thought-leadership/blogs/attorney-client-privilege-for-foreign-patent-agents-and-european-patent-attorneys/

[47] Josh M. Nelson, "District Court Finds Benrishi-Client Privilege Applicable as a Matter of Comity," McDermott Will & Emery（Mondaq 掲載）(Mar. 15, 2006). https://www.mondaq.com/unitedstates/patent/38414/district-court-finds-benrishi-client-privilege-applicable-as-a-matter-of-comity

[48] Wikipedia（英語版）, "DABUS." https://en.wikipedia.org/wiki/DABUS

[49] Cooley LLP, "USPTO Issues Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions – Key Implications for AI-Driven Antibody Discovery" (Feb. 20, 2026). https://www.cooley.com/news/insight/2026/2026-02-19-uspto-issues-revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions-key-implications-for-ai-driven-antibody-discovery

[50] DrugPatentWatch, "The Five-Layer IP Problem Inside AI-Discovered Drugs"（初出 2025 年 12 月 3 日、2026 年 11 月 21 日更新）. https://www.drugpatentwatch.com/blog/navigating-the-new-ip-frontier-for-ai-discovered-drugs/

[51] John Schneible & Matthew Zapadka, "Federal Circuit Delivers Blow to AI-Based Patents in Precedential Decision," Arnall Golden Gregory LLP（JD Supra 掲載）(Apr. 24, 2025). https://www.jdsupra.com/legalnews/federal-circuit-delivers-blow-to-ai-9294527/

[52] Law360, "AI Patents Face Eligibility Hurdles After 1st Fed. Circ. Case"【有料記事のため本書作成時に取得できず。表題は URL からの推定、日付・本文は未確認】 https://www.law360.com/articles/2330000/ai-patents-face-eligibility-hurdles-after-1st-fed-circ-case

## その他の参照資料（調査過程で参照。本文中での個別引用なし）

- Maria E. Doukas, Alexander B. Stein & Jacob L. Peterson, "USPTO in 2025: Leadership, Operational, Legislative, and Policy Changes to Watch," Morgan, Lewis & Bockius LLP (Mar. 13, 2025). https://www.morganlewis.com/pubs/2025/03/uspto-in-2025-leadership-operational-legislative-and-policy-changes-to-watch
- NK Patent Law, "AI in the Patent Process: Where It Shows Up, and How to Think About It" (July 23, 2026). https://nkpatentlaw.com/ai-in-the-patent-process/
- 「知財業界における生成 AI 活用の今後のトレンドと 2027 年予測」（yorozuipsc.com 掲載、2026 年 9 月 22 日。生成 AI 作成の文書） https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/8f569cc1fffc095456ea.pdf
- 「AI 活用発明に関する特許制度の課題と将来展望：産業構造審議会特許制度小委員会の議論を踏まえて」（yorozuipsc.com 掲載、2025 年 6 月頃。生成 AI 作成の文書） https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/cdbecf5b00142dbb2bbf.pdf
- Lexology 掲載記事【本書作成時にアクセスできず、表題・著者・日付は未確認】 https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=88422b1f-f9c0-4cdc-9dc8-0ccdf2089d70
- Lexology 掲載記事【本書作成時にアクセスできず、表題・著者・日付は未確認】 https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=d0dd6884-a402-4c2a-8be7-cc4480a7e9d5
- e-patentnews.com 掲載記事【本書作成時にアクセスできず、表題・日付は未確認】 http://www.e-patentnews.com/9611
- 日本弁理士会「パテント」誌掲載論文（jpaa-patent.info）【本書作成時にアクセスできず、表題・著者・巻号は未確認】 https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/2986